

〔 公共用地境界確定申請の注意事項 〕

- 1 代理人による申請の場合は、土地所有者の委任状を添付してください。この時、申請書（官民境界 様式1）の申請者の箇所は代理人名を記入してください。
- 2 申請後、申請者側にて一定範囲の事前測量をおこない、現況実測平面図（検討図）を作成のうえ提出して下さい。その図面をもとに、立会に向けての事前打ち合わせをおこないます。
- 3 境界確認が速やかに行えるように、関係する境界杭を事前を探しておいてください。
- 4 隣接地所有者等への立会の依頼は、申請者（代理人）にておこなってください。
- 5 境界の確認が得られ協議が成立したときは、境界確認書（官民境界 様式3）と確定測量図を4週間以内に提出してください。期限内に提出がない場合は、協議不調となることもありますのでご了承ください。
- 6 境界確認書の申請者欄には、申請地の土地所有者が署名捺印してください。
- 7 境界についての証明書が必要な場合は、証明願に境界確認書（同意書）及び確定測量図（証明箇所を朱書）を添付し2部提出してください。  
※証明願と確定図に割印（職印）をしてください。
- 8 その他、不明な点については下記に問い合わせください。

羽島郡岐南町役場 土木部 土木課

電 話 058-247-1332

FAX 058-214-3221